

十五世紀前半の東国情勢と甲斐武田家の動向

西川 広平

はじめに

室町時代の政治史研究において、室町幕府と鎌倉府との関係は、政権の体制を考える上で重要な要素を占めている。特に十四世紀前半に関東で勃発した上杉禅秀の乱および永享の乱は、いずれも鎌倉府の内紛に室町幕府が軍事介入した戦乱であり、室町幕府と鎌倉府との関係において重要な事件であることは言うまでもなかろう。この過程で、鎌倉府の管領の西縁に位置する甲斐国は、両勢力による影響力が相交わる最前線として、その政治的な状況が重視されるところである。

また、治承・寿永内乱の展開に重要な役割を果たすとともに、鎌倉・室町期を通して、甲斐国の政治史上に影響を及ぼした武田家の一族の動向は、同一地域において武家の継承が長期間にわたり維持された事例として注目される。これらの観点から、室町期の甲斐国守護を継承した武田家（以下「甲斐武田家」と言う）が継承の危機に瀕した十五世紀前半の状況の研究は、室町期の政治史や社会史においても重要であると言えよう。

しかしながら、当該分野の研究は充実しているとは言い難い状況である。限られた先行研究の中で端緒として、磯貝正義氏の研究があげられる。磯貝氏は、十五世紀前半に甲斐国守護に補任された武田信元・信重について考察し、武田一族の穴山家を継ぎ、富士川流域に広がる甲斐国河内地域の南部・下山（山梨県南部町・身延町）周辺を領有していた信元が、上杉禪秀の乱で兄信満が敗死したため高野山に逃れた後、鎌倉公方足利持氏の影響力を排除するため、室町幕府によって甲斐国守護に補任され、同国への帰国を遂げた際、旧領の回復を図り、幕府の指示のもと小笠原政康の援助を請けたとし、穴山満春と信元が同一人物であることを示唆した。また、信元の没後に信満の子信重の甲斐帰国が計画された際、それを拒否する立場をとった武田信長の功績をあげる通説の再検討が必要であることを指摘した⁽¹⁾。

こうした磯貝氏の研究を踏まえつつ、秋山敬氏は、信元が春信・満春と改名した経緯を考察するとともに、信元の後継者は信長・伊豆千代丸父子であり、信重の甲斐帰国が実現しなかったのは、その勢力を恐れたためであること、また信長と対立した跡部氏が信重の帰国を要請したのは、鎌倉府との衝突に対処するためであったことを論じ、幕府と鎌倉府との対立が甲斐武田家や国人層の抗争に影響を及ぼしていることを指摘した⁽²⁾。

また渡邊正男氏は、武田信元の甲斐国守護補任の時期について、『満済准后日記』応永二十四年（一四一七）六月八日条より、同時期以前であるとともに、応永二十九、三十年（一四二三、一四二三）における足利持氏の京都扶持衆追討による幕府と鎌倉府との対立激化を経て、応永三十一年（一四二四）二月三日以降に両者が和解し、翌三十二年に武田信重の甲斐国守護補任を持氏が承認したこと、また信重は甲斐国への下向を拒否する一方、武田信長・伊豆千代丸父子が在国して、鎌倉府に帰参しつつ信元の跡式を継承したこと、さらに甲斐国内では、守護代跡部駿河入道明海・上野介景家父子が台頭し、信長との抗争に勝利した後、信重の擁立を通して幕府に接近し、持氏への対抗を図ったこと等を指摘した⁽³⁾。

そして、杉山一弥氏は、室町幕府における東国政策を対象とした研究の一環として、十五世紀前半の甲斐国支配をめぐる幕府と鎌倉府との対立を位置付け、次の事項に言及した⁽⁴⁾。

○上杉禪秀の乱後、幕府は鎌倉府への牽制を開始し、武田信元を甲斐国守護に補任して応永二十四年（一四一七）中に甲斐国に帰国させた。この一方、甲斐国統治をめぐる幕府と鎌倉府との政治的軋轢により地下一揆が蜂起し、同国内の政情が不安定化したため、幕府は守護権力が弱体化した甲斐武田家に対して、信濃国守護小笠原政康の軍事力を投入する体制を基本施策とした。

○幕府首脳にとって甲斐国の安定は、駿河国の安定のための重要な要素であると認識された。応永二十八年（一四二一）以来、幕府は足利持氏との軋轢を配慮して武田信重への正式な守護補任を控えていたが、持氏による上杉禪秀の乱後の処理への不信から路線を転じ、応永三十年（一四二三）に信重の甲斐守護補任を強行した。それに対して信重は、甲斐国内における政情の不安定要因への懸念とともに、持氏による上杉禪秀の乱の加担者一族への排斥を危惧し、甲斐国への下向を拒否した。この一方、武田信長の鎌倉府出仕後、甲斐国は実質上、持氏の専制影響下に置かれた。

○甲斐国東部の郡内地域で活動した信長与党的日一揆と対立した輪宝一揆の頭目跡部氏の去就は、室町幕府において、信重の甲斐帰国の可否を判断する決定的要因となつた。

○細川満元・持之が、管領という地位に関係なく甲斐国と甲斐武田家の問題に深く関与した。また、信濃国守護をめぐり、細川一門が推す小笠原宗康・光康兄弟と、畠山持国が推す小笠原持長との対立が激化すると、細川一門は信重に光康の扶助を要請した。

以上のような杉山氏の研究により、十五世紀前半の甲斐国をめぐる政治的な動向の解明が進展した一方、当該分野においては、次のような課題が残されている。

○由緒書等に記された政治情勢に関する内容の再検討

○武田信長の活動と幕府および鎌倉府との関係の解明

○幕府における鎌倉府対策の方針の変遷と武田信重の甲斐国守護補任との関係の解明

そこで、本稿では、上杉禪秀の乱から永享の乱に至る、甲斐武田家の動向について、幕府および鎌倉府との政治的

な関係を踏まえて再考し、これらの課題の解明に臨みたい。

四

一 武田信元の甲斐国統治

応永二十三年（一四一六）十月二日に始まった、鎌倉公方足利持氏と前関東管領の上杉禪秀（氏憲）との紛争である「上杉禪秀の乱」は、緒戦において禪秀方が有利であったものの、室町幕府が駿河国に逃れた持氏を支援したこと为契机に、禪秀方からの離反者が相次いで形成が逆転した。そして、翌応永二十四年（一四一七）正月五日・九日の瀬谷原合戦（横浜市）で敗北した禪秀方に対して、持氏は今川氏・大森氏等の軍勢の支援を受けて鎌倉に侵攻した結果、同十日に鎌倉雪の下にて禪秀と彼に与した足利満隆・持仲（持氏弟）、上杉憲方・憲春等が自害し、二月六日には、禪秀の舅である武田信満が甲斐国（山梨県甲州市）の木賊山（山梨県甲州市）で自害した⁽⁵⁾。

その後の甲斐武田家の状況について、十七世紀初頭に編纂されたと考えられる『武田源氏一統系図』に付されており、信満の子信長の子孫である上総武田家に伝わったという「古時覚書之写 甲斐国住根本之事」には、次のような内容が記されている⁽⁶⁾。

○信満が甲斐国都留郡の木賊山で自害した後、子息のうち信重は出家して西国に逃れた一方、信長は甲斐国内に留まり、譜代の下人や親類をまとめて「逸見・村山」に対抗した。

○持氏の指示により一色持家が甲斐国猿橋（山梨県大月市）まで侵攻したが、信長はその地で抗戦を続けた結果、持家の執り成しで持氏に降参した。

○信長は持氏から甲斐国を押領し、逸見有直の勢力を一掃した。

○穴山に信重・信長の叔父である武田信元があり、信満自害後に高野山（和歌山県）へ逃れたが、有直の守護職補任を要請した持氏に対して、足利義持は信元に甲斐武田家の惣領職を継承させ、甲斐国守護に補任した。後世に記された由緒書である本史料の内容は、全てが史実とは言えないものの、上杉禪秀の乱後の甲斐国的情勢、

とりわけ武田信元が穴山満春と同一人物であり、河内地域を拠点に活動していたとする磯貝氏等の見解において、根拠の一つとなっている。そこで本章では、一次史料を踏まえてこの見解の検証を行いたい。次の史料1は、足利義持の御内書である。

【史料1】⁽⁷⁾

今度依武田陸奥守同道無為、誠以神妙〔候力〕、彼令帰国者、早速打越致合力、可励忠節、就此事関東下頌西堂候、可得其意候也、

二月廿一日　（花押）（足利義持）

小笠原右馬助殿

（付箋）「義持將軍」

本史料によると、応永二十五年（一四一八）と推定されている二月二十一日、義持は信濃國守護の「小笠原右馬助」（政康）に、「武田陸奥守」（信元）との同行が無事に成功したことを賞し、信元を甲斐国に帰国させる際には、直ちに軍勢を派遣して支援を行い、幕府への忠節を励むよう命じている。また、この内容を「関東」（鎌倉府）に伝えるために派遣された頃西堂より、委細を確認するよう指示している。

義持の側近として大名等の衆議に参画した醍醐寺三宝院門跡・醍醐寺座主の満済が記した『満済准后日記』同年二月十五日条⁽⁸⁾には、「注進到来、甲斐国事、地下一族蜂起」と記されており、甲斐国では当時、地下人等が蜂起する混乱の最中にあった。

信元の活動について、杉山氏は『満済准后日記』応永二十四年（一四一七）六月八日条に見える「甲斐當守護」並びに応永二十五年二月十五日条に記された「守護自去年以来入部処」の「守護」を信元に比定し、先述した通り、幕府は信元を甲斐国守護に補任して応永二十四年中に甲斐国に帰国させたことを指摘している。

杉山氏の指摘を踏まえて、史料1を考えると、応永二十五年二月時点において、信元は地下人等の蜂起を鎮圧することに失敗し、救援に駆け付けた政康によって救出され、信濃国に逃れていたのではないだろうか。

なお、信満の娘を母とする政康は、永徳三年（一三八二）二月十二日に幼名「土用犬丸」の名で甲斐国塩田郷・信濃国田嶋郷折中分・同國小嶋田郷を知行しており⁽⁹⁾、甲斐国および甲斐武田家との所縁により、信元を支援するよう義持に命じられたのであるう。

この時点で、政康の同行を受けていた信元は、政康の守護分国である信濃国に避難し、甲斐国への再帰国に備えていたと推測される。この約八か月後、再び義持より政康に発給された御内書が、史料2である。

【史料2】⁽¹⁰⁾

就武田陸奥守事、此間辛労察思給候、誠以神妙、又武田甲州南部・下山辺可打越候、自然事可加扶持也、

応永廿五年

十月廿八日

（花押）（足利義持）

小笠原右馬助殿

（付箋）「義持將軍」

史料2によると、応永二十五年（一四一八）十月二十八日、義持は信元への支援における政康の辛労を慰労して賞するとともに、信元が「甲州南部・下山辺」に侵攻するに際して、その支援を行うよう指示している。

史料1で触れたように、信元は同年二月に信濃国に到着しており、史料2が発給された十月までには、隣接する甲斐国への再帰国の活動を、政康による支援のもと実行していたと判断してよいだろう。それが一定の成果を収めたために、義持は政康を賞するとともに、次の目標として、甲斐・駿河両国の境界に接する河内地域にある南部・下山周辺への信元の侵攻を支援するよう求めていたと考えられる。

ここで、応永二十六年（一四一九）の年代が付箋に記されている、三月十四日付で政康に宛てられた義持の御内書を見てみたい。

【史料3】(1)

（端裏書）「
義持將軍

」
御書

依甲州事、武田陸奥守合力事申候間、可被仰付候、就其国時宜、能々尋究可有注進候也、
(付箋)「応永廿六年」

三月十四日
(花押)（足利義持）

小笠原右馬助殿

史料3によると、三月十四日に義持は、信元が甲斐国のことにより合力を要請したことを踏まえ、政康に信元の支援を命じるとともに、同国の状況を調べ報告するよう指示している。本史料は付箋の記載に従い、応永二十六年の発給とされているが、史料中の「武田陸奥守合力事申候間、可被仰付候」は、史料1に記載された「彼令帰國者、早速打越致合力」を受けて、政康による合力の実行を義持が求めた文言と解釈される。また、史料2の内容を踏まえると、信元は応永二十五年十月二十八日までに、政康の支援のもと既に信濃国から甲斐国への再帰国を果たし、次の目標として駿河国に近い「甲州南部・下山辺」への侵攻を図ったと判断されることから、実際には史料3が史料1の約一か月後にある応永二十五年の三月十四日に発給され、信元が同時期に甲斐国への再帰国を決行し、政康がそれを支援するとともに甲斐国状況報告を義持から命じられたと推測する。

すなわち、史料3が作成されたと考えられる応永二十五年（一四一八）三月から、史料2が作成された同年十月までの間に、信元は信濃国から甲斐国への再帰国を実現し、その後に河内地域に侵攻したのではなかろうか。通説の通

り、信元が穴山満春と同一人物であつたとしても、当時の拠点は、信濃国に近い穴山郷（山梨県韋崎市）であると考えるのが妥当であり、十六世紀に穴山家が領した河内地域であつたかは、検討を要する¹²⁾。

また、史料1の通り、信元の甲斐再帰国について、義持は鎌倉府に使者を派遣しており、持氏との調整が示されている。したがつて、幕府は、鎌倉府に対する牽制のため、守護に補任した信元の甲斐在国を図つたものの、地下人等の蜂起を前にして、信元による甲斐国統治を再建し、同国内の安定化を図るためには、鎌倉府との一定の協調関係が必要であると認識していたことがうかがわれる。

このように、応永二十五年段階において、信元による甲斐国統治は地下人等の蜂起により挫折し、幕府の指示を受けた信濃国守護である政康の軍事的な支援と、鎌倉府との調整によって再建が図られたと考えられる。

二 武田信重による甲斐帰国の挫折

続いて第二章では、武田信元の没後、室町幕府によつて甲斐国守護に擁立され、甲斐国への帰国が図られた、武田信重の動向について考察する。信重の起用に関する端緒となる史料として、応永二十七年（一四二〇）と推定される四月二十八日付で発給された、足利義持の御教書案をあげる。

【史料4】(13)

本吉發河守使節之時
就昇進事、太刀一腰金・馬三疋青鶴毛、駿毛、駿給候、喜入候、太刀一振綵、金襴一端分一枚進之候、次甲州事、申付
武田三郎入道之間、悉属無為候處、被下兩使之由、其聞候、事實者、不可然候、早々被召返候者、可目出候、又常陸國守護職事、可被申付佐竹上総道臣入之由、雖度々申候、未無其儀候、無心元候、所證早速被仰付彼候者、可為本意候、委細事者、仰含氏範之状如件、

卯月廿八日

一一一

左兵衛督殿

史料4によると、義持は、「左兵衛督」（足利持氏）に対し、昇進の祝儀として進物を贈られたことを謝す一方、甲斐国守護に「武田三郎入道」（武田信重）を補任して事態が安定したにもかかわらず、持氏が「両使」を甲斐国に派遣したとの情報に不満を表明し、即座に「両使」を召喚するよう促すとともに、常陸国守護に「佐竹上総入（道）」（佐竹与義）を補任する意向を示したが、事態の進展が無いことを懸念している。史料中の「氏範」は、持氏側近の木部氏範を指し、冒頭の「木戸（刀力）駿河守」と同一人物であることから、義持は自らの意向が、氏範を介して持氏に直接伝えられることを意図したのであろう。

本史料から、義持は応永二十七年段階で、佐竹与義の常陸国守護補任と併せて、信重に甲斐国の差配を任せたことが判明するが、与義に関しては守護補任の意向が明記されているにもかかわらず、信重には「甲州事」を「申付」という曖昧な文言に留まっている。このことは、先述した信元の政治的な立場を信重も引き継いでおり、甲斐国守護への補任が実現しない状況に留まっていたことを確認できる。

いずれにしても、義持が当該時期に信重を支援したのは、史料中にも表されているように、甲斐国における持氏の影響力が強まっていたことに要因がある。『鎌倉大日記』には、応永二十八年（一四二一）九月に「吉見伊予守甲州発向」、また同三十二年（一四二七）八月十六日に「上杉淡路守給御幡、武田為退治発向」と記されており、甲斐国で活動していた武田信長を追討するため、応永二十八年から同三十二年にかけて、持氏は吉見範直や上杉房実を同国に派遣している。そして、その最中の応永三十年（一四二三）六月五日における幕府の動向について、『満済准后日記』には次のような記載がある。

【史料5】

五日、天晴、（中略）関東之儀每事物忿歎、剩武藏國へ可有進發由其聞有也、隨而去年以來関東使者正統院々主學海和尚及當年未無御對面、今日已被帰國了、次宇都宮不可隨關東成敗由可被下御内書相副予狀、忿可下遣之下惡党対治、武藏邊マテ可有御發向、此由内々可被注進申旨長尾尾張守書状お神保方へ遣之、其状案文ヲ相副注進之了、今日常陸國守護職佐竹刑部大輔佐^祐義三被宛行、御判被出之、甲斐国竹田守護職拌領、御判同前、此両国先々関東進止也、依鎌倉殿、去年佐竹上総入道、京都異他御扶持處、不事向遣大勢被切腹了、其後重疊關東御振舞不儀之間、如此御計云々、

史料5によると、応永三十年六月五日、幕府と鎌倉府との対立が深まる中、五月二十五日に持氏が常陸國の小栗満重等を退治するため武藏國付近に出陣したとの情報に接した義持は、常陸國守護に佐竹祐義、また甲斐國守護に「竹田入道」（信重）をそれぞれ補任して、御判御教書を発給した。この両国は鎌倉府の管国であるが、前年に持氏は京都扶持衆であることを理由に佐竹与義を討ち、その後、幕府の意向に反する姿勢を鮮明にしたため、義持が祐義・信重の守護補任に踏み切る措置をとったという。

この一ヶ月後の応永三十年（一四二三）七月五日付で、義持は、「武田伊豆守」（下条信継）、「武田彦六」、「武田右馬助」（武田信長）、「武田兵庫助」（江草信康）、「武田修理亮」、「武田治部少輔」（倉科信広）、「武田左馬助」（今井信景）、「武田兵部少輔」（栗原信通）、「武田修理亮入道」に宛てて、「刑部大輔光増」（武田信重）の手に属し忠節を致すよう指示する御教書を発給した。⁽¹⁴⁾

同日に義持は、持氏が佐竹与義に続き「京都様御扶持」の常陸大掾氏・真壁氏等を討つた情勢を踏まえ、諸大名に「京都御扶持者共事、於今ハ更不可有御捨、可被加御扶持者也、此条々可為何様哉、宜被申意見」と述べ、京都扶持衆の支援について諮詢したことに対し、管領畠山満家以下、細川・斯波・山名・赤松・一色・今川の諸大名は、「閑

東ニ京方申入者共方々へ被成御教書、堅可被加御扶持条殊可然」と答え、義持の意向への支持を上申している⁽¹⁵⁾。義持は、この一環として甲斐国守護としての信重の地位を名実ともに保証するため、甲斐在国の武田一族が信重に帰属するよう促したのであろう。

ところが、翌応永三十一年（一四二四）二月になると事態が大きく動き、幕府と鎌倉府との間の緊張状態が緩和するに至った。すなわち、『花當三代記』応永三十一年一月五日条¹⁶には、「鎌倉左兵衛督持氏、与京都勝定院殿、御和睦落去畢、管領以下御太刀進上也、甲斐・信乃・駿河射^討手共被召返云々、并方々江御内書被下也」と記されており、持氏と京都の「勝定院殿」（義持）との間で和睦が成立したという。これは、応永二十八年六月以降、持氏が常陸国で合戦し、同三十年八月には小栗満重・宇都宮持綱・桃井宣義等を滅ぼしたことに対する幕府の報復として、幕府は駿河国守護今川範政等に持氏攻撃を指示したところ、十一月に持氏が謝罪の使者を京都に派遣した結果であつた。この結果、幕府によつて甲斐・信濃・駿河各国に派遣された討手の軍勢は撤退し、諸方に義持の御内書が下されたという。

こうした義持・持氏間の和睦を機に、信重の立場にどのような変化が生じたのであらうか。その状況について、次の『満済准后日記』応永三十二年（一四二五）閏六月十一日、同十二日条から考える。

【史料6】

十一日、晴、御所様、今日北野三条八幡宮等御社参、内々御社参也、還御時分被召、仍參申処、就佐竹刑部大輔并竹田入道事等ニ、細河右京大夫入道ニ可談合由被仰出旨在之、仍彼亭へ罷出了、其子細ハ、今度文成和尚関東へ為御使下向、去五日帰洛、自鎌倉殿此兩人事種々被歎申、其様ハ、（中略）於竹田入道事ハ罪科雖為同前、国事御口入間申付了、而ヲ近年在京第一不得其意事也、其故ハ、関東進止國ヲ知行シナカラ在京奉公時ハ、関東分國一国被召放義ニ相当ル也、外聞実儀失面目者也、然者竹田入道事、不日令在國、一族親類間一人可在鎌倉旨、堅可被仰付由也、誠此御訴訟通、其謂在様ニ被思食事也、京・鎌倉已御和睦上ハ、此分早速ニ自右京大夫入道方、兩人ニ可申付云々、右京大夫入道申云、於佐竹事ハ則可申下候、於竹田事ハ在国事是非不可叶由、条々歎申入旨

候、其故ハ甲斐国事被仰付間、守護職無子細事候、万ー在国仕候者、國事更ニ不可叶、辺見・穴山等打出、乱國ニ可罷成間、不可有正体候、其時ハ可為生涯間、誠ニ可在國由上意必定候者、於京都進退存定、何様ニモ可罷成由、遮而此間歎申候、雖然上意旨召仰、重可申入云々、此由又立帰申入了、

十二日、晴、右京大夫入道來、竹田事昨日如申入、昨夕召寄種々雖申、同篇由歎申、此上ハ何様ニ雖申、在國事ハ不可叶候歟、雖然上意下ニテ如此申入条其恐間、先畏入由可申入旨、右京大夫指南分ニ由云々、此旨何様可申入由返答、則參御所此由申入了、

史料6によると、「御所様」(義持)が満済に対して、「佐竹刑部大輔」(祐義)と「竹田入道」(信重)等のことについて、「細河右京大夫入道」(細川満元)と談合するよう指示した。これにより、満済が細川邸を訪れて協議したところによると、「鎌倉殿」(持氏)より佐竹・武田について嘆願があり、信重は上杉禪秀の乱の罪科に相当するが、義持による「国事御口入」につき守護補任を領掌するものの、信重が鎌倉府の管國である甲斐国を知行しながら在京奉公しているため、「関東分国」から追放することが筋であるとのことであった。そして、信重をすぐに甲斐国に帰国させ、一族親類から一名を鎌倉に在府させるよう、持氏は義持の指示を依頼したという。それに対して義持は、持氏の訴えを認め、京都と鎌倉が和睦した上は速やかに満元から佐竹・武田兩人に申し付けるよう命じたことがわかる。

この事態に際して満元は、祐義についてはすぐに指示するが、信重からは、在國が困難との嘆願があつたことを満済に説明している。すなわち、甲斐国守護に実効支配の実態が無く、万ー在國しても統治は困難である上、「辺見・穴山等」が侵攻して乱國になつており生命の保証が無いため、在國の命令があれば、京都にて進退を定め、何様の措置も受けれることを、信重が表明したという。

さらに翌十二日、満元が満済を訪れ、信重を昨夕に召し寄せて説得したが、信重の結論は変わらず、その在國は断念せざるを得ないとし、上意に配慮してまず畏れ入つたことを申し入れるよう指導したことを説明した。その後、満済はこの旨を義持に報告している。

このように、信重の意向は満元を通して、満済さらには義持へと伝えられており、信重の方針は、満元との協議を踏まえて決定されたと考えられる。満元の信重に対する影響力の大きさがうかがわれるが、満元は何故に信重の支援を乗り出したのであろうか。

この疑問については、若狭国守護・安芸国分郡守護に補任された若狭武田家が、満元・持之等の細川京兆家から、十五世紀半ばに瀬戸内海の海上権益をめぐつて競合関係にある周防・長門両国守護大内氏の勢力拡大を安芸国で抑止する役割を期待され、その支援のもと京都において一定の地位を確保していたという河村昭一氏の指摘が参考になろう⁽¹⁷⁾。このことを背景に、若狭武田家の同族である甲斐武田家も、細川京兆家の支援を受ける関係が構築されたのではないだろうか。

こうした状況を反映し、義持は同年八月十四日、信重の甲斐帰国について満元と相談したい旨があることを満済に告げている。義持は、その前日に管領の満家を通して、自らの指示を伝えたものの、未だ不十分であると考え、満済を満元のもとに派遣したという⁽¹⁸⁾。こうした過程を経て、『満済准后日記』同年十二月三日条には、次のように記されている。

【史料7】

三日、晴、（中略）就閔東事管領聊申旨在之、於等持寺今日披露処、如管領意見可被仰云々、珍重々々、甲斐国等事也、仍此等事、則関東使節明宗和尚ニ可仰令旨、等持院長老ニ可申付旨被仰間、予罷向委細申了、此子細、又召遊佐河内守管領方へ申遣之間、大慶由畏申了、
五日、晴、早旦出京、公方様渡御寿徳院云々、其間於等持寺待申入了、還御以後管領參申、閔東事ニ就、申入子細在之云々、数刻之後管領退出、（中略）予暫可祇候由被仰間罷留、条々仰旨在之、甲斐・佐竹等事也、則予又退出、

史料7によると、関東への対応に関する満家の報告を、満済が等持院で義持に伝えたところ、義持は管領（満家）の意見通りに行うよう指示したという。この内容は甲斐国に關することであり、義持は等持院の長老を通して、鎌倉府からの使者である明宗和尚に伝えるよう、満済に命じて いる。また満済は、畠山家の家臣遊佐河内守を通して満家にも伝達した。五日には「公方様」（足利義量）にも満済と満家より報告し、その後、義量は満済に「甲斐・佐竹等」について意向を示している。

このことから、応永三十二年十二月時点において、甲斐国と信重の処遇に関する幕府の対策は、満家の方針に沿つて対応することになったことが判明する。後述するように、信重はその後、京都を退転していることから、この方針は満元の支援を受けていた信重の利益に反し、持氏との和睦を優先する内容であったことががわれる。

すなわち、信重の甲斐帰国は、信重本人の持氏に対する危惧感のみならず、幕府内部における鎌倉府対策の方針転換を反映して、実現しなかつたのではないだろうか。

一方、義持との和睦が成立すると、持氏は甲斐国で活動する武田信長を再び追討するため、応永三十三年（一四二六）六月二十六日に一色持家を同国に派遣した。八月一日には武州一揆（武州南一揆）も参陣した結果、八月二十五日、ついに信長は持氏に降参するに至った⁽¹⁹⁾。『勝山記』応永三十三年条には、「六月一色殿大将軍甲州都留郡陳、八月廿五日武田降參、同廿八日鎌倉へ上ル也」と記されており、甲斐国都留郡で活動していた信長は、降参後の八月二十八日に鎌倉に出頭したという⁽²⁰⁾。義持と持氏との和睦により甲斐・信濃・駿河諸国に入つた幕府方の軍勢が撤退したため、孤立した信長が、持氏に降伏して鎌倉府に帰参する事態が発生したと言えよう。

先述したように、杉山氏は信重の甲斐帰国について、幕府が応永三十年（一四二三）に信重の甲斐守護補任を強行したもの、信重は甲斐国内における政情の不安定要因への懸念とともに、持氏による上杉禪秀の乱の加担者一族への排斥を危惧し、同国への下向を拒否したことを探している⁽²¹⁾。

しかしながら、本稿で考察した内容を踏まえると、応永三十二年（一四二五）閏六月から同年十二月まで続いた信重の甲斐帰国の調整が失敗した原因は、それ以前より信重が持氏による甲斐国への影響力拡大を危惧していたからで

はなく、応永三十一年二月における義持と持氏との和睦という、幕府による鎌倉府対策の方針転換の結果、孤立を恐れた信重が、細川満元を後ろ盾として抵抗したことによるのではないだろうか。結局、満元と対抗関係にある管領の畠山満家の方針を踏まえて、信重の甲斐帰国は挫折することになったのである。

三 武田信重の再起用と信長の甲斐国退転

前章で考察したように、武田信重の甲斐帰国は、室町幕府による鎌倉府対策の方針転換を踏まえ、応永三十一年（一四二五）の段階で一旦挫折した。この後、信重が史料上に再登場するのは、三年後の正長元年（一四二八）九月である。『満済准后日記』から次の史料8を引用する。

【史料8】

廿二日、晴、閑東事自管領以両使遊佐・被相尋諸大名、武衛・右京大夫・山名・一色・細河讚岐入道・畠山修理大夫入道・赤松左京大夫入道・今河上総守、以上八人、条目七ヶ条、
一、今河上総守駿河守護、為用意可被下駿河候歟事、
一、閑東諸大名以下白旗一揆中等如先々可被成御教書歟事、但被用捨可被成御教書歟事、
一、上杉禪秀息可被下遣奥州辺歟事、
一、甲斐先守護竹田刑部大輔入道、兩三年以来四國辺隠居云々、被召上如元可被下遣甲斐国辺歟事、
一、伊勢国司北畠少将忿可被退治歟事、
一、宇多郡事就器用可被仰付其仁躰可計申事、

史料8によると、正長元年九月二十二日、鎌倉府への対応が、管領の畠山満家より諸大名の衆議にかけられている。

このため、「武衛」（斯波義淳）・「右京大夫」（細川滿元）・「山名」（山名時肥）・「一色」（一色義範）・「細河讚岐入道」（細川持元）・「畠山修理大夫入道」（畠山滿則）・「赤松左京大夫入道」（赤松滿祐）・「今河上総守」（今川範政）の八名が召集し、七か条の条目を協議したという。この中で、二・三年間四国周辺に隠居しているという甲斐国前守護の「武田刑部大輔入道」（信重）を、以前通りに招集し、甲斐国周辺に派遣することのは是非が案件となつてゐる。

この時期に信重の処遇に關わる幕府の方針が再び議論となつたのは、同年正月に足利義持が死去して、弟の義教が室町殿の地位を継承したことにより、幕府と鎌倉府が対立関係に戻つたことが影響してゐるのであろう。また、本史料から判断すると、応永三十二年以降の三年間、信重が史料上に登場しなかつたのは、杉山氏も指摘している通り、信重が京都を離れ、四国を分国とする細川一族の庇護下に置かれていたことによると考えられる。

とりわけ、信重の再起用に積極的であったのは、義教本人であつた。『満済准后日記』によると、史料8の一か月後にあたる同年十月二十三日、義教は信重に駿河国佐野郷および沢田郷を与えている。このうち佐野郷は葛山氏の所領で、大森氏が当知行しており、葛山氏からは支証をもつて本領である由の主張がなされたため、同月二十七日に奉行の飯尾肥前守（為種）が満済を訪れ、信重より拝領の辞退を申し入れるべきかの相談があつた。このことについて、満済は信重が既に義教の御教書を受け取つており、辞退することは憚られるため、信重には替地を宛て行い、佐野郷は葛山氏に与えるよう、意見を述べてゐる。

また翌正長二年（一四二九）二月二十一日、義教は信重に在京中の「御訪」として一万疋（百貫文）を下行し、さらに永享四年（一四三二）六月十三日には、大館上総入道の所領であつた摂津国溝杭莊を与えてゐる（『満済准后日記』）。

こうして、信重は義教との良好な関係を築いた一方、甲斐国的情勢は永享五年（一四三三）になつて動き始めた。すなわち、『鎌倉大日記』の同年三月一日条には、「武田右馬助信長鎌倉依逐電、同日村山^{モロコシ}追跡、甲州発向」と記されており⁽²²⁾、応永三十三年（一四二六）以降、鎌倉府に帰服していた武田信長が鎌倉を逐電し、村上氏がそれを追跡して甲斐国に派遣されたといふ。信長の甲斐国における活動について、「古時覚書之写 甲斐国住根本之事」には、

次のような内容が記されている⁽²³⁾。

○信長は、子の伊豆千代丸を介して事実上、信元の遺跡を継承するとともに、甲斐国守護代の跡部駿河守と対立した。○信長に与する日一揆と跡部駿河守に与する輪宝一揆が争った荒川合戦において信長は敗北した。その後、信長は義教を頼り上洛して、遠江国蒲御厨内に所領を与えられた。

こうした由緒書の内容に関して、杉山氏は信長が荒川合戦の後に上洛した事実を確認できないとして否定した一方、信長の鎌倉逐電の原因は、輪宝一揆と対立した自らの与党である日一揆を支援するためであつたとし、この争いに敗北した信長が甲斐国から没落し、駿河国に逃亡したことを指摘している⁽²⁴⁾。

この事件に関連して、『満済准后日記』永享五年（一四三三）六月六日条には、次のように記されている。

【史料9】

六日、晴、早旦出京、参室町殿、自関東就武田右馬助没落、駿河事以御状被申入事在之云々、関東状一見了、武田右馬助没落甲斐国、徘徊駿河辺云々、被加誅伐様被仰付可畏入云々、上杉安房守状同前、就此事諸大名意見御尋處、管領以下大略同前申入也。其身誅罰事ハ不可然歟、只駿河國中ニ不被置様可被仰付云々、予此儀尤宜之由同心申入了、此儀御治定歟、可然関東ヘ可有御返事云々、先武田右馬助駿河居住不可然由、以管領状可申遣由被仰付歟、

史料9によると、永享五年六月六日、「武田右馬助」（信長）が没落した事態を受け、駿河国的情勢について持氏の「御状」が幕府に到來した。それによると、信長が甲斐国から没落し、駿河国周辺を徘徊しているとされ、信長誅伐の命令を義教に要請する内容が記されていた。また「上杉安房守」（関東管領上杉憲実）からの書状も同様の内容であつたという。

このことを踏まえて、義教は諸大名に意見を求めたところ、信長の誅伐は認めないが、駿河国から退散するよう命

じることが望ましいことが上申された。この結果、義教は信長が駿河国に居住することを認めない旨を、鎌倉府に伝達するよう指示した。

本史料を踏まえると、持氏が一貫して信長の誅伐を求めていたことから、信長が日一揆を支援して輪宝一揆と交戦していたことは事実であつたとしても、その没落は鎌倉逐電の非を責めた持氏による追討が原因であり、このため、信長は持氏の影響が及ばない駿河国に逃れたのではないだろうか。

当時の駿河国的情勢については、『満済准后日記』同年七月二十七日条に「甲斐国跡部・伊豆狩野等令合力富士大宮司ヲ、可發向守護在所風聞在之」と記されており、持氏が、鎌倉府管国である甲斐国の跡部氏および伊豆国の大宮司を支援させ、幕府管国である駿河国守護（今川範忠）の在所に向かわせたとの風聞が伝わっていた。今川範政没後の家督継承をめぐり、鎌倉府による駿河国への干渉が幕府において懸念されていたこの時期に、持氏が駿河国周辺に逃れた信長誅伐を義教に要請したことは、鎌倉府による駿河国への軍事介入を示唆するものとして、幕府で認識されたことは言うまでもなかろう。

この事態を踏まえて幕府がとつた対策が、既に鎌倉府に帰参していた信長を幕府管国である駿河国から追放し、持氏の介入を阻止することと、駿河国に隣接する甲斐国への介入であった。ここで『満済准后日記』永享六年（一四三四）十一月二日条を取り上げる。

【史料10】

二日、晴、自管領以使者安富後守申、先日參上時申落自云々、仍令對謁了、安富申、先日可申入処、失念仕了、武田刑部大輔入道事、甲斐国人跡部以下者共、大略意ヲ通、雖何時罷下候者、可致忠節之由連々申候哉、仍閑東事、既現行候上者、刑部大輔ヲ可被下遣甲州事、可為何様哉云々、予御返事、甲斐國事、為駿河國自何簡要國候哉、甲斐國者共、冥心中左様ニ候者尤可然、但閑東事現行之由、自駿河注進ハ雖勿論候、猶不實様存、所詮今一両度モ定閑東事可注進申入哉、現行無御不審時節可被下遣之条、猶可宜存候、閑東事、何様雖□候、為京都ハ

猶可被誘仰矣珍重候歟、何様猶可被延引候歟、但一大事不可過候歟、諸大名意見可被尋聞食哉之由可申入云々、

史料10によると、永享六年十一月二日、管領細川持之（満元の子）が満済に使者を派遣し、信重の下向があれば忠節を尽くす由を、「甲斐国人」の「跡部以下者共」が表明したことを踏まえて、関東の情勢が現況の通りである以上は、信重の甲斐帰国に問題は生じないとの見解を伝えている。それに対しても満済は、甲斐國の情勢は駿河國にとつて肝要であり、甲斐國の者等の心中が持之の伝えた通りであれば妥当であるとした上で、再度、関東の情勢について報告を求めるのが望ましいと回答している。

ここで注目したいのが、史料中で持之が「武田刑部大輔入道事、甲斐国人跡部以下者共、大略意ヲ通」と述べていることである。この文言は、「武田刑部大輔入道」の件について、跡部氏以下の甲斐国人等が、持之の意向を凡そ受け入れたと解釈でき、幕府首脳である持之が積極的に甲斐國への対策を行っていたことが判明する。

持之の行動は、『満済准后日記』同年十一月三日条に記された「只今駿河辺へ勢仕可在之由、雑説ナカラ自駿河致注進了、此条又何事哉、如風聞説者、武田右馬助ヲ駿河守護許容ニ依テ、富士下方へ可入一勢云々、実事ナラハ以外儀也」という事態を踏まえたものであったと考えられる。すなわち「武田右馬助」（信長）の駿河在国を「駿河守護」（今川範忠）が許容したため、持氏が同國の富士下方に派兵したという風聞があり、これが事実であれば重大な局面となるとの認識が幕府内にあつたことがうかがわれる。

このように、幕府首脳の間では、永享六年十一月の段階で、信重の甲斐帰国の再計画が、駿河國の政情安定化のため、鎌倉府の情勢および信長の甲斐国退転、駿河入国への対処と連動して検討されていたのである。

この状況は、当事者である信重にも影響を及ぼした。『満済准后日記』によると、同年十一月八日、満済を訪問した信重は、関東の風聞が事実であれば、必ず自身に甲斐國への下向が命じられると予測し、「甲州跡部以下者共」に異心があれば生命の保証は無いため、考慮が必要と述べている。そして十二月二十六日に改めて満済を訪問した信重は、跡部氏より注進を受け取ったことを伝え、満済を通して管領である持之への送付を依頼している。

そして、永享七年（一四三五）正月五日、信重は満済に対して、「赤松播磨」（赤松満祐）の申沙汰により、先月晦日に「在国御暇」の許可が義教から下りたことを報告した。さらに同二十二日には、義教が満済に対して、信重の「駿河辺」への派遣を決定した旨を伝え、関東の風聞に対する見解を持之と相談するよう指示している。この結果、持之の提言に従って、関東の現状について再び注進を受けた後に、信重の下向を実行することとなつた。こうして信重の下向の機会が図られたが、信重の「在国御暇」の行先が、鎌倉府管国の甲斐国ではなく、幕府管国の駿河国周辺となつたのは、甲斐帰国に慎重な信重への配慮と、持氏との政治的・軍事的な緊張関係の更なる高まりを回避するためであつたのではなかろうか。

この時期の幕府首脳による持氏との緊張関係を回避したい意向は、同年三月の跡部氏上洛への対応にも表れていった。『満済准后日記』同年三月十一日条によると、「甲斐跡部」が熊野参詣のために上洛したことを、満済は信重にも相談した上で、満祐を通して内々に義教に伝えるよう指示している。そして、三月十八日には、義教が跡部氏の上洛を知り、対面して甲斐国周辺の情勢を聴取することを希望した。この時、見解を問われた満済は、跡部氏の熊野参詣が、鎌倉府の制止を無視した隠密の出立であり、跡部氏が信重を訪問したことも隠密の行動であつたとし、義教と跡部氏との対面は実現が難しいことを表明している。

結局、三月二十四日に義教は、跡部氏上洛への対応を、満済より信重に伝えるよう指示した。それを受けた信重が、跡部氏に義教との対面について内々に問うたところ、鎌倉府に子細が伝わると難儀であり辞退したいとの意向が示された旨を、三月二十七日に満済は報告を受けた。そして三月二十九日、跡部氏の意向を記した信重の書状が、持之を通して義教に提出され、義教は委細を承諾したという。

以上、応永三十五年（一四二八）正月の義持死去と義教の将軍就任を機に、幕府と鎌倉府との対立が再び生じた事態を背景として、同年九月に信重が再び幕府に起用され、甲斐帰国が幕府首脳により検討されたこと、そして永享五年（一四三三）から翌年にかけて、持氏の追討により信長が甲斐国を退転し駿河国へ待避した事態を受けて、幕府管国の駿河国に対する持氏の介入を防ぐため、信重の甲斐帰国が再度計画されたことを指摘した。この実現のため、跡

部氏等甲斐国人との調整に積極的に取り組んだのは管領の持之であり、信重の甲斐帰国計画は、鎌倉府との緊張関係に臨んだ幕府の鎌倉府対策そのものであつたと言えるのではなかろうか。

このため、幕府内では鎌倉府との緊張関係の抑止も図られ、永享七年（一四三五）三月には、信重の駿河国周辺への派遣へと計画が変更される結果となつたのである。

最終的に信重の甲斐帰国が実現したのは、永享の乱が勃発した永享十年（一四三八）を待たなければならなかつた。すなわち、同年と推定されている八月二十五日付で「武田殿」に宛てて発給された義教の御内書⁽²⁵⁾には、「国々御判并安堵御判就御拝領事、太刀一腰・千疋送給候、祝着候、仍太刀一腰進之」と記されており、義教は「武田殿」（信重）に対して、「国々御判」（守護補任を命じる御判御教書）および「安堵御判」（所領の安堵を認める御判御教書）を拝領した礼として、太刀一腰と千疋（十貫文）を贈られたことを謝し、太刀一腰を下賜している。ここに、信重は応永三十年（一四二三）以来、十五年ぶりで甲斐国守護に再度補任されたのである。

また、信重の甲斐帰国の実現に際しては、同年八月十七日付で「小笠原大膳大夫入道」（小笠原政康）宛に発給された持之の奉書⁽²⁶⁾には、「武田刑部大輔入道甲州入国事、別而加扶持、可被抽忠節之由、所被仰下也」と記されており、持之が信濃国守護である政康に対して、「武田刑部大輔入道」（信重）の甲斐入国を支援して忠節を尽くすよう命じる義教の意向を伝えている。

さらに持之は、信濃国人の諏訪氏に対して、「武田甲州入国合力事、以前以御教書被仰付候、其子細可被申付候」と記した文書を発給し、「武田」（信重）の甲斐入国への支援を命じる義教の御教書を踏まえて、子細を指示している⁽²⁷⁾。

一方、義教も同年と推定されている十月四日付で「跡部掃部助」宛に発給した御内書⁽²⁸⁾の中で、「今度武田刑部大輔入道入国事、併依被廻計略無為候歟、尤以神妙之由被仰出候」と述べているように、跡部掃部助が「武田刑部大輔入道」（信重）の甲斐入国に際し、計略を廻らして無事に入国を実現させたことを賞している。

このように、信重の甲斐帰国は、義教や持之による信濃国守護小笠原氏や甲斐・信濃両国の国人等への支援命令に

よつて実現したものであつた。のことからも、信重の甲斐帰国が幕府による鎌倉府への対策において、重要な要素となつてゐたことがうかがわれる。

おわりに

以上、本稿では上杉禪秀の乱から永享の乱に至る、十五世紀前半の甲斐武田家の動向について、室町幕府および鎌倉府との政治的な関係を踏まえて再考した。この結果は次の通りである。

○上杉禪秀の乱後、幕府により甲斐国守護に補任され、同国への帰国を果たした武田信元による統治は、応永二十五年（一四一八）二月の段階で地下人等の蜂起により挫折し、幕府の指示を受けた信濃国守護である政康の軍事的な支援と、鎌倉府との調整によつて再建が図られたと考えられる。なお、その拠点は、信濃国に近い穴山郷であると考えられ、十六世紀に穴山家が領した甲斐国河内地域であつたかは検討を要する。

○応永三十二年（一四二五）閏六月から同年十二月まで続いた武田信重の甲斐帰国の調整が失敗した原因は、当初より信重が鎌倉公方足利持氏による甲斐国への影響拡大を危惧していたからではなく、応永三十一年（一四二四）二月における足利義持と持氏との和睦による幕府の方針転換によつて、孤立を恐れた信重が細川満元を後ろ盾として抵抗したことによると推測される。また和睦の結果、幕府方の軍勢の撤退により甲斐国で孤立した武田信長が、持氏に降伏して鎌倉府に帰参する事態となつた。

○細川満元・持之父子は、十五世紀半ばに瀬戸内海の海上権益をめぐつて競合関係にある大内氏の勢力拡大を抑止するため、安芸国に拠点を持つ若狭武田家と連携したことを契機に、その同族である甲斐武田家を支援したと推測される。

○応永三十五年（一四二八）の義持死去、義教の室町殿就任を受け、持氏への警戒のため、幕府は同年九月に信重を再起用した。一方、持氏は、永享五年（一四三三）に鎌倉を逐電した信長を追討して甲斐国から没落させ、信長が

待避した幕府管国である駿河国への介入を試みた。これに対して幕府は、信長を駿河国から追放して持氏の介入を阻止するとともに、甲斐国への介入を図った。

○永享六年（一四三四）、幕府首脳の間では、信重の甲斐帰国が、駿河国の政情安定化のため、鎌倉府の情勢および信長の甲斐国退転、駿河入国への対処と連動して再検討された。この際、管領の持之が、跡部氏以下の甲斐国人等との調整を行い、幕府による甲斐国対策を主体的に担っていた。

○幕府が主導した信重の甲斐帰国計画は、帰国に慎重な信重への配慮と、持氏との政治的・軍事的な緊張関係の回避のため、永享七年（一四三五）には、幕府管国である駿河国周辺への信重派遣に変更された。最終的に信重の甲斐帰国は、永享の乱が勃発した永享十年（一四三八）に実現した。

このように、信重の甲斐帰国は、室町幕府による鎌倉府対策の重要な要素として位置付けられた結果、幕府首脳の主体的な支援を踏まえて実現した一方、幕府・鎌倉府間の緊張関係の高まりへの配慮から、その実現に至る迄に長期間に及ぶ歳月を要したと考えられる。この結果、甲斐守護家として断絶の危機に瀕した甲斐武田家が、幕府および国人層の共通利害を踏まえた支持を基盤として存続することが可能となつた。この克服のためには、十六世紀前半の武田信虎期に至るまでの歳月を要したのである。

本稿では、幕府の方針を踏まえた信重の行動を中心に考察したため、甲斐在国の中の信長や跡部氏の視点に立つた見解を十分に示すことができなかつた。今後に向けた課題として、留意しておきたい。

註

(1) 磯貝正義『武田信重』（中世武士選書1、戎光祥出版、二〇一〇年、初版一九七四年）。

(2) 秋山敬『上杉禪秀の乱後の甲斐国情勢』（同著『甲斐武田氏と国人の中世』第二編第一章、二〇一〇年、高志書院、二〇一〇年、初版一九九〇年）。

(3) 『山梨県史』通史編2中世（山梨県、二〇〇七年）第六章第一節「上杉禪秀の乱とその影響」（渡邊正男執筆）。

(4) 杉山一弥「室町幕府と甲斐守護武田氏」(同著『室町幕府の当国政策』第三編第二章、思文閣出版、二〇一四年、初出二〇〇一年)。

(5) 『王代記』(『山梨県史』資料編6中世3上原内記録、山梨県、二〇〇一年、以下『山』資6上と略す、第一部「記録類」第一編「記録・法典」三)、『南方紀伝』(改定史籍集覽)第三冊(通記第十一、近藤出版部、一九〇六年再版)。

(6) 『山梨県史』資料編6中世3下県外記録(山梨県、二〇〇二年、以下『山』資6下と略す、第一部「記録類」第三編「系図」一八一)。本系図は、鎌倉期に甲斐国に在国した武田一条家の系図を引き継ぎ十五世紀前半までに成立した甲斐武田家の系図をもとに、十六世紀前半段階の『円光院武田系図』を加え、江戸幕府の旗本となつた川窪家(信玄末弟の信実の子孫)周辺で編纂されたと考えられる(拙稿「武田氏系図の成立」、峰岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』高志書院、二〇〇七年)。

(7) 『足利義持御内書』(『山梨県史』資料編5中世2上原外文書、山梨県、二〇〇五年、以下『山』資5上と略す、一〇六四号、東京大学史料編纂所所蔵 小笠原家文書)。なお、小笠原家文書は、信元の甲斐国入部を支援した信濃国守護

小笠原政康の子孫である戦国期の松尾小笠原家に伝えられた。

(8) 京都帝國大学文科大学編『満済准后日記』卷二(京都帝國大学文科大学叢書四、六条活版製造所、一九二〇年)。

(9) 「小笠原長基譲状」(『山』資5上一〇六三号、東京大学史料編纂所所蔵 小笠原家文書)。

(10) 『足利義持御内書』(『山』資5上一〇六五号、東京大学史料編纂所所蔵 小笠原家文書)。

(11) 『足利義持御内書』(『山』資5上一〇六六号、東京大学史料編纂所所蔵 小笠原家文書)。

(12) 甲斐国における中心的な時宗寺院である一蓮寺が所蔵する『一蓮寺過去帳』のうち「僧帳」には、「応永廿四年二月六日 弥阿弥陀仏 芸州満信 長松寺殿明庵」と記された武田信満の供養に統いて、「応永廿四年五月廿五日 由阿弥陀仏 修理大夫 滿春号穴山」と穴山満春の供養について記載されており、満春が信満と同年の応永二十三年(一四一七)五月二十五日に死去したとされている。一方、史料1、2、3の通り、信元は応永二十五年に甲斐国入部のため積極的に活動しており、満春を信元に比定する場合、「蓮寺過去帳」に記された応永二十四年(一四一七)五月二十五日が穴山満春の命日とする内容と矛盾する。

(13) 『足利義持御教書案』(『山梨県史』資料編5中世2下県外文書、山梨県、二〇〇五年、以下『山』資5下と略す、

- (二六八〇号、天理大学附属天理図書館所蔵「大館記」所収文書)。
- (14) 「足利義持御教書案」(『山』資5下二六八一号、天理大學附属天理図書館所蔵「大館記」所収文書)。
- (15) (16) 前掲註(8) 応永三十年七月五日条。
- (17) 『花當三代記』下(国立公文書館内閣文庫、特○二五一〇〇〇七)。
- (18) 河村昭一『若狭武田氏と家臣団』(戎光祥出版、二〇一二年)。
- (19) (20) 前掲註(13) 参照。
- (21) 『鎌倉大日記』(竹内理三編『増補 続史料大成』五一、一九七九年) 応永三十三年条。
- (22) (23) 前掲註(6) 参照。なお、「鎌倉大草紙」一、国立公文書館内閣文庫、請求番号一六七一〇一二九にも、本史料と類似した内容が記載されている。
- (24) 杉山一弥「室町期上緸武田氏の興起の基底—武田信長の動向を中心にして」(同前掲註(4)著書第三編第三章、初出二〇〇二年)。
- (25) (26) (27) (28) 「足利義教御内書案」(『山』資5下二六〇四号、本願寺西本願寺所蔵「足利將軍御内書并奉書留」所収文書)。
- 「管領細川持之奉書」(『山』資5上一〇六七号、東京大學史料編纂所所蔵小笠原家文書)。
- 「細川持之書状追而書」(『山』資5上一〇六八号、東京大学史料編纂所所蔵小笠原家文書)。
- 「足利義教御内書案」(『山』資5下二六〇五号、本願寺西本願寺所蔵「足利將軍御内書并奉書留」所収文書)。